

○日本道路公団等民営化関係法施行法（抄）

（基本方針）

第十三条 国土交通大臣は、会社及び機構の成立の際現に公団が行っている業務並びに公団の権利及び義務の会社及び機構への適正かつ円滑な引継ぎを図るため、公団の業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項に関する基本的な事項について定めるものとする。

- 一 会社及び機構に引き継がせる業務の種類及び範囲
- 二 会社及び機構に承継させる資産、債務その他の権利及び義務
- 三 その他会社及び機構への業務の適正かつ円滑な引継ぎに関する事項

3 基本方針は、会社及び機構の成立の際現に公団が行っている業務並びに公団の権利及び義務（第十五条第二項の規定により国及び出資地方公共団体が承継するものを除く。）のうち、機構法第十二条の業務に該当する業務並びに当該業務に係る資産、当該資産に対応する債務その他の政令で定める債務その他の権利及び義務を機構に、当該業務以外の業務並びに当該権利及び義務以外の権利及び義務を会社に引き継がせるよう定めなければならない。

4～7 略

（実施計画）

第十四条 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、次の各号に掲げる公団に対し、当該各号に定める会社及び機構ごとに、その業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を国土交通省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。

- 一 日本道路公団 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社
- 二 首都高速道路公団 首都高速道路株式会社
- 三 阪神高速道路公団 阪神高速道路株式会社
- 四 本州四国連絡橋公団 本州四国連絡高速道路株式会社

2 実施計画には、前条第二項各号に掲げる事項について記載するものとする。

3 公団は、第一項の規定による指示があったときは、国土交通大臣が定める期間内に基本方針に従い実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

4～5 略